

災害時における消火活動等の支援に関する協定書

滑川市消防団（以下「甲」という。）と滑川市私設消防組連合会（以下「乙」という。）は、災害時における消火活動等の際の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は滑川市において大規模災害等（火災、風水害等の災害をいう。以下「災害等」という。）が発生、又は発生するおそれがある場合において、甲が行う消火活動に対し、乙が所有する資機材及び人員（以下「資機材等」という。）を活用した支援について、必要な事項を定めるものとする。

（支援の要請）

第2条 甲は、災害等における消火活動の際に、乙が所有する資機材等を必要とする事態が生じた場合は、乙に対し支援を要請することができるものとする。

（支援の内容）

第3条 乙が支援する内容は次のとおりとする。

- （1）資機材等の確保及び提供
- （2）甲が指定する場所への資機材等の搬送
- （3）甲及び甲に所属する者への資機材等の貸与

（搬送等の範囲）

第4条 第3条に定める資機材等の搬送の範囲は原則、滑川市内とする。

（危険回避）

第5条 乙に所属する会員が第2条に規定する活動を行う際に危険が生じるおそれがあると判断した場合は、その危険を回避することができるものとする。また、その際乙は速やかに甲に報告するものとする。

（関係機関等）

第6条 本協定に関する関係機関は、富山県東部消防組合滑川消防署及び滑川市役所総務部防災危機管理課とする。

（損害及び補償）

第7条 乙の所属会員が第3条の活動中に受傷等した場合は消防団員等公務災害補償等共済基金（民間協力者）より補償する。

2 第3条の要請業務により、第三者に損害が生じたときは、甲乙及び関係機関が協議し、解決にあたるものとする。

（訓練の実施）

第8条 甲及び乙は、本協定の円滑な運用を図るため、事前協議のうえ訓練に努めるものとする。

（協議）

第9条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙及び関係機関で協議のうえ決定するものとする。

（有効期限）

第10条 本協定は、締結の日から効力を生じるものとし、甲乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

（内容の変更）

第11条 この協定の内容は、甲乙が関係機関と協議のうえ、随時変更することができるものとする。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名の上、各自その1通を保有する。

令和 8年 3月 8日

甲 （住所） 富山県滑川市寺家町104
滑川市消防団長

（氏名）

平田亨太郎

乙 （住所） 富山県滑川市上小泉24
滑川市私設消防組連合会長

（氏名）

小林裕史